

# 福祉医療費助成制度について



9月1日から福祉医療費の受給資格証が変わります。

所得制限がありますので、現在資格のある人と、受給停止中の人の資格を見直します。福祉医療費受給資格のある人には、新たに受給資格証（青色）を送付します。県内の医療機関などで受診するときは、健康保険証と併せて窓口で提示してください。

受給資格条件に該当する人で、受給資格認定申請をしていない人は先に認定申請をしてください。

※現在受給中および受給停止中の人については、更新の手続きは不要です。

## ★ 障がい者医療

### 【対象者】

次の①～④のいずれかに該当する人で、本人および扶養義務者などの所得が制限額表の額未満の人

- ①身体障害者手帳1～3級のいずれかをお持ちの人
- ②療育手帳AまたはBをお持ちの人
- ③身体障害者手帳4級と療育手帳（中度）の両方をお持ちの人
- ④精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人

### 【助成対象医療費】

- 償還払い（\*注1）

○医療保険各法による自己負担相当額（\*注2）

○精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人は、入院以外の医療費

### 【手続きに必要なもの】

- 健康保険証
- 印鑑
- 振込先のわかるもの
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のうち該当する手帳をすべて
- 本人・扶養義務者などの所得証明書（\*注4）

障がい者医療費所得制限額表（万円）

扶養の人数	本人の所得額	配偶者および扶養義務者の所得額
0人	360.4	628.7
1人	398.4	653.6
2人	436.4	674.9
3人	474.4	696.2
4人	512.4	717.5
5人	550.4	738.8

## ★ 一人親家庭等医療

### 【対象者】

次の①～④のいずれかに該当する人で、本人および扶養義務者などの所得が制限額表の額未満の人

- ①母子家庭で養育されている18歳未満児（\*注3）とその母
- ②父子家庭で養育されている18歳未満児（\*注3）とその父
- ③父または母のいない18歳未満児（\*注3）とその養育者
- ④父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）にある18歳未満児（\*注3）とその父または母

### 【助成対象医療費】

○償還払い（\*注1）  
○医療保険各法による自己負担相当額（\*注2）

### 【手続きに必要なもの】

- 健康保険証
- 印鑑
- 振込先のわかるもの
- 児童扶養手当証書または公的年金証書もしくは児童および養育者の戸籍謄本
- 本人・扶養義務者などの所得証明書（\*注4）

一人親家庭等医療費所得制限額表（万円）

扶養の人数	本人の所得額	児童などの養育者、配偶者および扶養義務者の所得額
0人	192.0	236.0
1人	230.0	274.0
2人	268.0	312.0
3人	306.0	350.0
4人	344.0	388.0
5人	382.0	426.0

## ★ 子ども医療

※受給対象の拡大により、名称を「乳幼児医療」から「子ども医療」に変更

### 【対象者】

12歳になってから最初の3月31日までの間にある子どもで保護者の所得が制限額表の額未満の人

### 【助成対象医療費】

- 償還払い（\*注1）
- 医療保険各法による自己負担相当額（\*注2）

### 【手続きに必要なもの】

- 健康保険証
- 印鑑
- 振込先のわかるもの
- 保護者の所得証明書（\*注4）

子ども医療費所得制限額表（万円）

扶養の人数	保護者の所得額
0人	622.0
1人	660.0
2人	698.0
3人	736.0
4人	774.0
5人	812.0

（\*注1）「償還払い」とは、医療機関などの窓口で一旦お支払いいただき、後で助成させていただくことをいいます。

（\*注2）助成金額は、保険適用となる窓口負担額から、高額療養費・公費負担金・附加給付金を除いた額です。

（\*注3）「18歳未満児」とは、満18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までにある人です。

（\*注4）平成24年1月1日時点で、住所が市外にある人のみ必要です。

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当

### ■児童扶養手当現況届

児童扶養手当を受給している人は、毎年8月に現況届の提出が必要です。8月上旬に届く通知を確認してください。また、提出の際には内容確認などが必要です。必ず受給者本人がこども家庭課または各支所住民福祉課で手続きをしてください。(代理人・郵送不可)

【提出期限】 8月31日(金)

### ■特別児童扶養手当所得状況届

特別児童扶養手当を受給している人は、毎年所得状況届の提出が必要です。8月中旬に届く通知を確認の上、手続きをしてください。

【提出期限】 9月10日(月)

※いずれの届け出も受給者の現在の状況や前年の所得などについて確認し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

※提出がない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※子育て包括支援センター（ハイトピア伊賀）では受け付けできません。

#### ◆提出先・問い合わせ

こども家庭課 ☎ 22-9654 FAX 22-9646  
各支所住民福祉課

## ■桃青の丘幼稚園入園説明会を開きます

桃青の丘幼稚園の教育活動および入園手続きなどの説明会を開催します。

入園をお考えの人はお越しください。

【とき】

9月8日(出)

受付…午前9時30分～

説明会…午前10時～

【ところ】

桃青の丘幼稚園

【内容】

○桃青の丘幼稚園について

○入園手続きについて

○質問タイム

※当日は託児を行います。託児を希望する人は、8月17日(金)から24日(金)(土・日曜日を除く。)までにお申し込みください。

※当日は託児を行います。託児を希望する人は、8月17日(金)から24日(金)(土・日曜日を除く。)までにお申し込みください。



#### ◆申込先・問い合わせ

桃青の丘幼稚園

☎ 2626・5777  
FAX 2626・5771

## 特別障害者手当・障害児福祉手当

### 特別障害者手当

20歳以上で、身体または知的・精神などに著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時、特別の介護を必要とする在宅の人に対し、福祉の増進を図ることを目的に支給します。

※次に該当する場合は支給されません。

- ①施設に入所しているとき
- ②病院や診療所に3カ月以上継続して入院しているとき
- ③受給者およびその配偶者または扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

### 障害児福祉手当

20歳未満で、身体または知的・精神などに重度の障がいがあるため、日常生活において常時、介護を必要とする児童に対し、福祉の増進を図ることを目的に支給します。

※次に該当する場合は支給されません。

- ①障がいを支給事由とする年金を受けているとき
- ②施設に入所しているとき
- ③受給者およびその扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

### ■認定の請求

これらの手当は、本人（障がい児の場合は保護者）からの請求により認定されます。障がいの状態について指定の診断書などを提出していただき、審査を行います。

### ■現況届

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給している人は、受給資格確認のために現況届（所得状況届を含む）を提出していただきます。必要書類を送付しますので、必ず提出してください。期日までに提出しないと、受給資格があっても引き続き手当を受給できなくなる場合があります。

【提出期間】

8月13日(月)～9月10日(月)

※土・日曜日を除く。

#### ◆申請先・問い合わせ

障がい福祉課 ☎ 22-9656 FAX 22-9662  
各支所住民福祉課